

人権の小窓

身体障害者補助犬法の成立から今年で16年を迎えます。障害者差別解消法がなかった日本において、障がい者のアクセス権を初めて認めた画期的な法律ですが、未だに認知度が低く、補助犬の同伴拒否もなくなっています。

身体障害者補助犬（補助犬）をご存じですか？ ～補助犬と人権～

盲導犬を知らない人はいないと思いますが、介助犬や聴導犬はどうでしょう。

概説を右記しましたが、盲導犬は「目」、介助犬は「肢体」、聴導犬は「耳」の不自由な人をサポートするように特別な訓練を受けた犬のことです。また、補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬の総称で、法律を作成する際に新しく作られた言葉です。取組の長い盲導犬は約1000頭が実働していますが、介助犬と聴導犬はそれぞれ約70頭しかいません。

私は大学卒業後、半導体エンジニアとして働いていましたが、27歳の時、交通事故で頸髄を損傷、車いすの生活を余儀なくされました。下肢だけでなく、腹筋や背筋、上肢にも障害が残り、握力も失ってしまいました。

結婚して1年余りの頃です。家族にも迷惑をかけ、これから長い人生、どうやって生きていけば良いのかわからず、受傷当時は「死んでしまえば良かった」と考えていました。

(191)

平成30年4月

日本介助犬使用者の会会長
関西学院大学非常勤講師

木村佳友



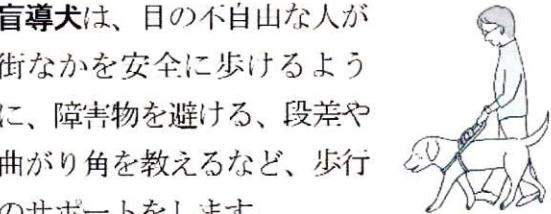
介助犬デイジーと（JR宝塚駅シンシア像の前で）

入院・リハビリを経て、自宅での生活を始め、在宅勤務ながら職場復帰も果たしました。しかし、妻との二人暮らしで、妻もフルタイムで仕事をしており、日中は一人になるため、落としたものが拾えず仕事が中断する、車いすが転倒しても助けを呼べないなど、問題がありました。

その頃、雑誌で目にした介助犬の記事をきっかけに、介助犬シンシアとの生活を始めることになります。シンシアは、落とした物を拾う、携帯電話を持ってくるなど、私の不自由な生活をサポートし

* * 補助犬の概説 * *

盲導犬は、日の不自由な人が街なかを安全に歩けるように、障害物を避ける、段差や曲がり角を教えるなど、歩行のサポートをします。



介助犬は、肢体の不自由な人のために、指示したものを持って来る、落としたものを拾う、着替えを手伝うなど、日常生活動作をサポートします。



聴導犬は、耳の不自由な人に、玄関のチャイム、赤ちゃんの泣き声、FAXの着信音、自動車の警笛など、生活中で必要な音を聞き分けて知らせます。



【自分もけっこうやるやん！】盲導犬を連れた人が散歩していた。階段の下に子どもたちが自転車をおいていて、その人は、下りることができなかった。私は勇気をふりしぶって、「自転車どけるの手伝います」と言ったら、その人は「ごめんね、ありがとうございます」と笑顔で言ってくれた。

てくれる頼もしいパートナーでした。

しかし、当時（1996年）、介助犬は存在すら知られておらずペットと間違われ、受け入れてくれる施設はほとんどなく、交通機関も利用できませんでした。



社会参加を後押ししてくれるはずの介助犬が外出を躊躇させる存在になつていては、障がい者が「介助犬との生活」を諦めてしまいかねません。

このような状況を改善するため、介助犬の公的認知に向けた活動を始め、国会議員や行政に働きかけ、「介助犬法」の成立をめざしました。しかし、活動の中で、道路交通法で認められている盲導犬ですら施設への同伴を認める法律はなく、同伴拒否が絶えない状況であることもわかり、盲導犬、さらに聴導犬も加えた法律をめざすことになりました。

そして、多くの方々のご支援とご協力により、2002年5月に、補助犬使用者にとって悲願の法律「身体障害者補助犬法」が成立したのです。

法律の目的は、「身体障害者の自立と社会参加の促進」です。公共施設や公共交通機関だけでなく、レストランやホテル、病院などの不特定多数が利用する民間の施設にも、補助犬の受け入れが義務付けられました。さらに、使用者と補助犬の認定制度も設けられ、訓練事業者や使用者の義務も明記されています。

法律の成立により、次第に補助犬の同伴拒否は無くなっていくと思っていました。しかし、成立から16年が経った今も、同伴拒否はなくなっています。

補助犬の普及啓発に取り組んでいますが、関西福祉科学大学の調査では「身体障害者補助犬法の名称も内容も知らない人」の割合が『2004年の55%』から『2011年の64%』へ増加し、認知度が低下しています。また、日本補助犬情報センターの調査では「同伴拒否を経験した使用者」の割合が、『2005年の59%』から『2015年の66%』へ増加しています。

このように法律が広く理解されていないことも、同伴拒否がなくなる原因のひとつだと思います。

補助犬の同伴を拒否することは、障がい者を拒否することです。人権侵害であり違法行為です。

法律に罰則規定はありませんが、同伴拒否



が悪質だった場合には、「補助犬の同伴を拒否した宿泊施設が法務局から説示を受けた事例」や「補助犬使用者の乗車を拒否したタクシー会社が運輸局から行政処分を受けた事例」もあります。

障がい者や補助犬が自由に社会参加できる街は、多くの人にとって住みやすい街だと思います。皆さん、障がい者や補助犬を正しく理解し、自分のこととして考えてくださることを願っています。

【筆者プロフィール】1960年 大阪府大阪市生まれ。1983年 三菱電機入社。1986年 結婚。1987年 交通事故により車いす生活となる。1996年 介助犬シンシアとの生活を始める。講演など、介助犬の普及啓発に取り組む。厚生労働省の検討会委員を務めるなど、身体障害者補助犬法の成立にも尽力。現在は三代目のデイジーと生活している。著書『介助犬シンシア』は、『シンシア～介助犬誕生ものがたり』としてテレビドラマ化され、アジアテレビ賞最優秀賞などを受賞。